

株式会社gumi 定款

最終改訂：令和5年3月1日

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社gumiと称し、英文では、gumi Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット・コンテンツ及びシステムの企画、開発、制作、販売、運用
2. コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売
3. 広告及び広告代理店業
4. イラストレーション、広告デザイン、映像デザインの企画、制作及び販売
5. 音声及び映像コンテンツ、書籍、楽譜その他の印刷物の企画、制作及び販売
6. 商品に関する調査、企画、開発、コンサルティング及び販売
7. 情報通信システム、情報ネットワークの設計、運用
8. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的財産権の売買、利用・使用許諾及び管理運用
9. 投資業
10. 有価証券の取得、保有、投資及び運用
11. 遊技場施設、スポーツ教育施設、飲食店、宿泊施設、売店等の運営、管理
12. 通信販売業
13. イベントの企画及び運営
14. タレント等の育成及びマネジメント
15. 仮想通貨の企画、開発、発行及び管理
16. 仮想通貨交換業
17. 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理
18. 資金移動業
19. 仮想通貨、仮想通貨交換業運営及び資金移動業運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売
20. ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作及び販売
21. 仮想通貨に関する調査、研究及び情報提供
22. 仮想通貨、トークン又はそれらに類似するものに対する投資
23. 前各号に関するコンサルティング
24. 各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、98,878,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主に関する取扱いは法令又は本定款の他、取締役会の定める株式取扱

規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年4月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、かつ、議長に当る。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決める。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後の2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨取締役会の決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(重要な業務執行の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を委任することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(責任免除及び責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第28条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

3. 補欠により選任された会計監査人の任期は、退任した会計監査人の任期の満了する時までとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第31条 当社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 前項の他、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

付則

第1条 2020年7月開催の第13回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第29条の定めるところによる。

以上